

別表六(十二)

16欄又は21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(十二) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等が機械等を取引した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
・	・		

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(農業協同組合等を除きます。)(この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人(農業協同組合等を除きます。)(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号						
事業種目	2											
資産区分	種類	3										
	機械装置等の名称	4										
取得価額	取得年月日	5	平									
	指定事業の用に供した年月日	6	平									
取得価額	取得価額又は製作価額	7										
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8										
	差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9										
法人税額の特別控除額の計算												
当期分	取得価額の合計額 (9)の合計	10		円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13)-(14)	17		円			
	税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11				繰越税額控除限度超過額 (23)の計	18					
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12				同上的うち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19					
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13				法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「14」の②)	20					
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14				当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21					
	法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「15」の②)	15				法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22					
当期分の特別控除額 (14)-(15)	16											
翌期繰越税額控除限度超過額の計算												
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	23		円	当期控除可能額等	24		円	翌期繰越額 (23)-(24)	25		
平	・											
平	・											
平	・								外			円
当	・								外			
合	・											
<p>中小企業者等が機械等を取引した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の6第3項」又は「平成24年旧措置法第42条の6第3項」</p> <p>②区分番号に、「00044」</p> <p>③適用額欄に、当該別表六(十二)21欄の金額(円単位)を記載してください。</p>												

16欄
中小企業者等が機械等を取引した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の6第2項」
②区分番号に、「00043」
③適用額欄に、当該別表六(十二)16欄の金額(円単位)を記載してください。

21欄
中小企業者等が機械等を取引した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の6第3項」又は「平成24年旧措置法第42条の6第3項」
②区分番号に、「00044」
③適用額欄に、当該別表六(十二)21欄の金額(円単位)を記載してください。